

平成27年12月8日（火）

（午前10時25分 再開）

○議長（中本正人君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番9、16番 岡本君。

〔16番（岡本安弘君）登壇〕

○16番（岡本安弘君）皆さん、おはようございます。一般質問も3回目となりますが、大変、依然変わらず緊張をしております。定例会の回を重ねるごとに緊張も増しているように感じるわけではありますが、相撲で例えますと、今、現在、土俵際、徳俵に足がかかっておりまして、いっぱいいっぱいになっている状態でございますが、当局にのまれず、本日も一般質問のうっちゃりをしていけたらと思いますので、またよろしく願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って、一般質問を始めさせていただきます。今回も、人に・景気に・まちの未来に真っすぐという私のモットーに沿って進めさせていただきます。

まずは、人に真っすぐということで、高齢者対策についてであります。

高齢者が地域で自立した日常生活を送れることを目的に、平成18年、2006年4月の改正介護保険法のスタートにおいて、市町村が責任主体となる地域支援事業が創設されました。介護予防事業、包括支援事業、任意事業から成り、その中核となるのが介護予防事業です。65歳以上の全ての高齢者を対象にし、介護予防普及啓発事業・地域介護予防支援事業を行う介護予防一般高齢者施策と要支援や要介護になる可能性の高い虚弱な高齢者を対象にし、通所型介護予防事業・訪問型介護予防事業を行う介護予防特定高齢者施策から成ります。

平成24年、2012年の介護保険法の改正で、要支援者と要支援状態となるおそれのある高齢者を対象とし、介護予防と日常生活への支援等を切れ目なく提供する仕組みとして、介護予防・日常生活支援総合事業が介護予防事業の中に位置づけられ、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業という新たな区分となりました。続く、平成27年、2015年4月施行の改正介護保険法により、介護予防事業が新しい総合事業へと発展的に見直されることになりました。

一つ目に、地域支援事業の進捗状況についてお尋ねします。どこの部署が担当され、進捗の状況はどうなっておりますか。

二つ目に、介護予防通所介護・訪問介護についてであります。介護保険の介護予防サービスでは、これまで全国一律で設定されていた要支援者向けサービスの一部が、市町村の地域支援事業に移行することで、各市町村によりサービス内容や利用料に差が出ると考えますが、担当部局の見解をお答えください。

次に、景気に真っすぐということで、本市の耕作放棄地対策についてお尋ねします。

耕作放棄地とは、所有している耕地のうち、「過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されており、国が農家等の意思に基づき調査把握したものです。2005年と2010年の農林業センサスによる耕作放棄地を比べると、全国では約38.6万haから39.6万ha、和歌山県は、3,647haから4,228haあり、調査ごとに増加していることがわかります。

耕作放棄地の増加は、国土の保全、水源の涵養など農業の有する多面的機能の低下につながり、農業生産活動に対しても雑草の繁茂

や病虫害の発生源、また、鳥獣被害の拡大や農地集積の阻害となるものはもちろんのこと、食料自給率の向上という観点からも、その解消は喫緊の課題となっています。農家戸数、就農人口、平均年齢のここ10年の推移を見てみると、196.3万戸から132.7万戸、335.3万人から209万人、63.2歳から66.3歳とあるように、就農人口減少や高齢化、後継者問題等が原因となっていることがよくわかります。

本市においても、市内を見て回りますと、最近、草がぼうぼうのまま放置された農地が目立つようになってきたように思われます。その多くは、小規模な棚田や山肌に開墾された勾配の急な果樹園などであり、作業の困難さや耕作効率の悪さが原因となっています。

また、この背景の一面には、橋本市が平核無柿の全国トップの生産地であることも一因となっているのではないかと考えています。本市は、生産量自体は確かに多いが、消費者の嗜好の変化から、年々、消費とともに商品価値が低下してきており、農業所得が著しく低下しております。しかしながら、一定のブランド力を持っていることもあり、柿をやめてほかの果物などに転用するリスクはかけられず、徐々に耕作面積を減らし、最終的には荒地として放棄されるという事例が多いのが現状だと思います。また、ここ数年の米価格の急激な下落により、多くの田んぼが休耕地となってしまいます。一度、荒らしてしまった農地を、再び農作物が実るようにさせるためには、非常に大変だと思います。

私自身が参加するNPOで、先日、市内の耕作放棄地の再生活動に参加いたしましたが、放棄地の再生には労力、時間はもとより、経費についても非常にかかることを身をもって体感しました。

そこで、これらのことを踏まえ、市当局に質問いたします。

一つ目に、本市の耕作放棄地の現状、具体的にはどの地域にどれぐらいの放棄地が存在し、どういう状況になっているのかお答えください。

二つ目に、本市の耕作放棄地対策の取り組みについてお答えください。

最後に、まちの未来に真つすぐということで、学校でのいじめ対策、道徳教育についてお尋ねします。

つい先日、名古屋市で痛ましい自殺事件がありました。本人並びにご家族の皆さまに心より哀悼の意をここに捧げます。

中学生が自らの命を絶つといことは、理由の如何を問わずあってはならないことであり、大変深刻な問題であります。昨日、同僚議員より、学校の統合時は荒れるというような意見がございましたが、私自身、高野口中学校統合1期生でもあり、いじめ対策の大切さは身をもって感じております。

いじめはどこの学校にも、どの子にも起こり得るということを、教育行政に携わる我々だけでなく、全ての人々が改めて再認識しなければなりません。そして、いじめを早期発見、早期対応することが生徒、児童らが自ら命を絶つという絶対あってはならないことを未然に防ぐ手だてであると確信しています。

平成25年6月28日に公布された第71号いじめ対策推進法を受けた国の方針を踏まえ、国立教育政策研究所や県教育委員会からリーフや対応マニュアルが出されています。

本市では、昨年7月に、橋本市いじめ対策基本法を、各学校においては、学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止に取り組んでおられると思います。

そこでお伺いいたします。本市の基本方針の中で、いじめアンケートを年3回以上実施するとありますが、その質問内容と結果についてご説明いただけないでしょうか。このア

ンケートをもとに、先生方からの報告によると思いますが、いじめとして認定対応した件数とその後の経緯をお答えください。

私たちが学生の頃には、週に一度、道徳の時間がありました。私の場合、先生が熱心であったこともあってか、命の大切さや人に親切にすること、水平社運動などを勉強しました。過去の道徳教育のやり方について賛否両論があったのは知っておりますが、猟奇的な事件や動物虐待のニュースを見るたびに、やはり、子どもたちの心を育てる教育が必要なのではないかと思いつく考えさせられます。

今年、改正された学習指導要領には、道徳を特別教科に格上げし、いじめ防止も内容に加わり、小学校は平成30年度、中学校は平成31年度からとのことですが、早い自治体では今年度から取り組んでいるとお聞きしております。道徳教育の特別教科化を、強く打ち出した教育再生会議は、いじめ問題の当面の対症療法策として教育制度化することを提案しております。いじめ問題が教育現場で深刻化し、そのことが原因で死に向かう児童生徒が後を絶たないという、絶対あってはならない現実と向き合うとき、子どもたちの未来を守るためにも、一刻も早く、高い水準で行っていくことが大切だと思います。

そこでお伺いいたします。

本市の道徳教育の現状と特別教科化に伴う状況についてご説明ください。

以上、壇上からの私の説明は終わらせていただきます。明確な答弁、よろしく願いいたします。

○議長（中本正人君）16番 岡本君の質問項目1、高齢者対策に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）本市の地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合

事業の進捗状況についてお答えします。

この事業は、いきいき長寿課が担当し、介護保険課と協議しながら進めているものです。

本市では、橋本市介護保険条例や第6期高齢者保健福祉事業計画及び介護保険事業計画に示しているとおり、平成28年10月より事業を開始します。県内他市町村では平成29年4月実施予定となっておりますので、それよりも半年前倒しでの実施となります。

進捗状況としましては、実施に必要な事務処理の調整、市民へ周知のための市報への掲載、いきいき長寿課ホームページへのアップ、介護保険課との相談窓口等の役割分担、要支援認定者の介護予防サービス利用状況分析の実施、市内のNPO法人等さまざまな団体への情報収集を実施しています。

また、生活支援体制の整備を進めるために、生活支援コーディネーターを設置することとなっております。これについては、地域福祉の拠点である橋本市社会福祉協議会へ委託し、現在、事業の進め方について協議中です。

次に、介護予防通所介護・訪問介護については、開始当初の移行期には、現在行われている介護予防サービスと同等のサービスを行う予定です。介護保険における既存の介護予防訪問介護・介護予防通所介護サービス事業所が、総合事業における指定事業所として本年4月より、既に、みなし指定を受けているため、要支援認定者等は必要に応じて現行と同等のサービスを受けられます。

現行同等のサービス以外に多様なサービス類型は国から示されています。いずれのサービスも地域の実情に合わせて進めていくこととされています。今後、地域のさまざまな住民、団体等の協力をいただきながら、地域づくりの視点で推進していきたいと考えています。

また、サービスの単価については、現在行

われている介護予防サービスと同等のサービスについては、単価、利用者負担とも現状と同等にしたいと考えています。

多様なサービスのうち、基準を緩和したサービスについては、現行以下の単価で設定することが国より示されています。

高齢者の生活支援ニーズは多様です。介護保険で行っていた生活援助では、限定した支援しかできませんでしたが、地域の中の多くのサービスや助け合いなどを幅広く活用すれば、もっと多様なニーズに対応できる生活支援体制をつくることができると考えています。

通所型、訪問型ともに住民主体の取り組みは短期間でつくれるものではありませんので、時間をかけて取り組んでいきたいと考えています。

○議長（中本正人君）16番 岡本君、再質問ありますか。

16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ご答弁ありがとうございます。

今、来年10月より移行するということでございますけれども、まだ、計画の段階で、視察等もというところではあると思うんですけど、この地域支援事業についてほかの市町村の状況の把握であったりとか、視察であったりとか、どういう形で情報収集を行っているのかというのを、一点、お聞かせ願えますか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）調査方法でございますけれども、既に先行して実施している市町村に対しまして情報収集を行うということで、電話等での問い合わせ、あるいは、昨年度時点で、もう事業実施に向けて準備中であったという奈良県の生駒市にも視察に行っております。今年度につきましては、三重県の桑名市を視察する予定でございます。

○議長（中本正人君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）生駒市とか桑名市というところで今後、視察に行かれるということなんですけど、今回の意向は市町村の判断に基づきまして、平成29年度末までの3年以内に実施されるわけなんですけれども、各市町村においては準備が間に合わないとか、あるいは、もう少しほかの自治体の動向を見たいよということもあってか、厚生労働省の調査によると、2015年度中に実施をしている、または、予定する市町村はわずか114、全体の7%強にとどまるとのことではありますが、その中で、本市が来年10月より開始しまして、和歌山県下でいち早く取り組むというのはなぜなのでしょう。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）このおただしは、昨年来、何度か議会でもお尋ねいただいている部分かなとは思いますが、実際、私どもの思いといたしましては、次期の計画、現時点の橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、計画期間が平成27年から29年度ということでございまして、次期は平成30年度からとなるわけですが、そのためには、平成29年度にはもう、28年度の後半から策定に向けての準備を進めていかねばならないと考えております。そのときに、やはり、平成28年10月から事業に着手しまして、その事業の、いわゆる評価をし、それを次の計画に反映させていきたいということで、28年10月から事業を実施するということといたしました。

○議長（中本正人君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ご答弁ありがとうございます。

それで、もう一点気になるところなんですけども、平成28年10月より開始ということなんですけど、その時点で、今、現状、介護予防サービスを受けられている方が一斉に地域支援事業に移るのでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）利用者のお立場から見ますと、いわゆる要支援認定、更新手続き後の認定から、順次新しい事業に移行していくということでございますので、例えば、平成28年9月10日が認定期限の方は、翌10月、平成28年10月1日から新たな事業を利用されると。ただ、例えば、28年の9月末まで認定期限がある方は、従来の介護保険サービスを利用できるということでございます。ただし、更新時期に合わせなくても、本人の希望により新しい事業を利用するというのも可能でございます。

○議長（中本正人君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）となりますと、新しい事業に取り組んで、来年10月より開始しまして、更新申請をされて有効期間が満了する翌月から順次、移行していくということですね。この新しい事業について、そしたら、混乱のないようにしていただかないといけないわけなんですけれども、市民の皆さんに周知していただく必要があるわけなんですけれども、PR等というのはどういうふうに行われているのか、お教えてください。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）PRについてでございますけれども、基本的には、ホームページ等で先行していろいろご案内もしておりますが、実際、28年10月の移行時期には、現行の制度がそのまま大きな変化なく移行するのではないのかなということで、その部分については、実は、そんなに大きなPRはあまり必要とはされないのかなと。ただし、私ども考えておりますのは、そのPRよりも、実は、3番議員からいろいろご質問をいただいています、地域住民主体で助け合いのという部分、この部分が今後必要になってくるというところに力点を置いて、PRはしたいな

というふうに考えてございます。

○議長（中本正人君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ご答弁ありがとうございます。

何分、新しい事業にというところで介護予防給付から地域支援事業にということで、皆さん、どうなっていくのかということが心配されているところなんですけれども、今、部長、答弁いただきましたように、28年10月より新しい事業に取り組む時期等については、説明いただきましたとおり、更新申請時に1年、順次、時間をかけて移行していくと。次期計画の策定といった観点からもお話を聞かせていただいて、妥当な時期であると感じます。早いところではこの4月より開始している各市町村の情報などをじっくりと収集していただきまして、本市の高齢者施策に沿った地域支援事業となりますように、じっくりと計画のほどをお願いいたします。

続いて、小項目の2でございますけれども、国の介護保険法で行われる介護予防訪問介護と介護予防通所介護の二つのサービスなんですけれども、平成27年、2015年度から、2029年度末の3年以内に、国の介護保険の予防給付から外れて、市区町村の地域支援事業、新しい総合事業へと移行します。

本市については、国の介護保険の予防給付から外れることになるわけなんですけれども、サービスや利用料金はこれまでどおり利用できると、先ほど、部長のご答弁いただいたわけなんですけれども、新しい総合事業に移行すれば、サービス内容、報酬単価、また、利用料も市町村の判断で決めることができるわけなんですけれども、となりますと、各市町村の地域支援事業の計画と、予算内で裁量的に決まってしまう仕組みになる以上、財政が苦しい市町村の場合、市町村の裁量により、サービス内容は単価報酬、利用料金が国の介

護保険で行われていたときとは、若干、変わるのかなど。地域格差や自治体間格差が出てまいります。

本市においても現状のサービスであったり、単価報酬、利用料金は継続していくとの答弁でありましたが、今後の財政状況により見直ししていかなければいけないことも想定されます。そうしますと、国の介護保険給付から各市町村の新しい総合事業に移行して、何が変わるのかと言ったときに、介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインの中に、「要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業では、多様なサービスを提供していく」と載っております。先ほど、部長の答弁にもありましたように、この多様なサービスとは、もう少し詳しく、一体どのようなもので、現行のサービスとはどう違うのか、いま一つお聞かせ願えますか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）まず、いわゆる単価のお話がありました。答弁差し上げたとおり、移行について、同等のサービスについては同等の単価、同等の利用者のご負担ということでスタートすることを想定してございます。その点につきましては、まさに議員がおただしのおり、地域間格差等々の課題も、実はあろうかと考えております。そのときにはやはり周辺地域との整合性というのも当然、考慮しなければなりません。さらに、いわゆる事業者の確保という意味からも、あるいは、適正な業務執行を確保するという観点からも、こういうふうな報酬の部分を考えらんといかんのかというふうには考えております。

それと、おっしゃられるとおり、考え方としては、多様なニーズ、それに対して、ご存じのとおり、現行の介護事業者のいろいろな資格とか施設の要件とか、これを若干緩和した

ような、特に、従事者の資格を緩和したような部分もございます。当然、今までの有資格者は、中度の介護者というか、中度の介護を必要とされる方にシフトしていただいて、そこまでのサービスを、そこまでは必要としないサービス等については、一定の研修なんかで済ませる方々で対応できる部分は対応していただくというふうな考え方はまずあるのが一点。

それと、おただしの中の多様なサービス、例えば、従来、介護保険で対象となっていないような、もう単純な話、ごみ出しでありますとか日常生活上の支援というふうなものも、今後、日常生活支援事業ということで対応していけるのかなというふうには考えてございます。

○議長（中本正人君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ご答弁ありがとうございます。

緩和したサービス、資格等々、いろいろな事業所の中でそれも緩和した上で、また新しい多様なサービスというところでございますけれども、少しサービスの類型としてちょっとインターネットから出させてもらったんですけども、既存のサービス、介護予防給付から地域支援事業になるわけなんですけれども、部長からご答弁あったように、既存のサービスはそのままの単価、報酬等で行けますよと。こちらのABCとありますように、雇用労働者が行う現行よりも緩和した、部長が言いました緩和したサービスAと、住民主体による支援のサービスB、また、専門職が短期的に行うサービスCから成るわけなんですけれども、先ほど言いましたように、各市町村による格差が出るというデメリットもある反面なんですけれども、地域に合ったサービス形態がとれるという一番良いメリットがありまして、両者の選択肢がかなり広がるのかなと考えま

す。

この多様なサービスを提供するには、各事業所であったり、住民主体によるマンパワーというのは当然、必要になってくるわけなんですけれども、そこでお伺いしたいんですけど、本市におけるボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等による事業の参入というのが必要かと思うんですけども、その移行や働きかけというのは、現状ではどうなっておりますか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）現在、作業中ということでございまして、概略の説明会は実施しました。それから、各事業者の現在、ヒアリングを行ってございます。これから、実施に向けてどこまで詰め切れるかは、ちょっと今のところ申し上げられませんが、いろいろな事業者との調整ということで、これから取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（中本正人君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ご答弁ありがとうございます。

結局のところ、そういう各団体に参加していただけないことになると、一応、形としてはこういう形で、ABCという緩和したサービスをつくっていただいているんですけども、参加する、手を挙げていただけない場合になりますと、結局、もともとと同じ体制になると。国が行う介護予防から地域になって、いろんな地域による特性を生かしたニーズのサービスを掘り起こしていくということなんですけれども、結局、手を挙げていただけないと国が行う介護予防給付とほぼ変わらなくなってしまいますので、そのあたりはきちっとまたヒアリング等をしていただいて、参入していただけるような支援というものも必要になってくるかと思えます。

地域支援包括システム等については、市長が中心となって地域の多様な支える力を終結させ、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくということでありまして、特に、今回、予防給付が見直されまして、円滑に地域支援事業へ移行していくには、市町村が中心となり、支えの体制づくりを進めることが必要であると考えています。

総合事業は、サービスづくりではなくて、部長も先ほどからおっしゃっていただきましたように、地域づくりであります。地域の実状に応じて、住民等の多様な主体が参画していただいて、多様なサービスを充実することで地域の支えや体制づくりが推進されます。要支援者等に対する、効果的かつ効率的な支援等が可能となるわけなんです。

最後に、地域の特性、実状を踏まえた多様なサービスにつきましては、来年10月に向け、緩和基準の整備等を行えるわけなんですけれども、大切なところは、やっぱり先ほど冒頭でも言わせてもらったように、各事業所、住民ボランティアの参入であり、住民主体の協力なくして成り立たないと考えております。来年、10月の移行後もじっくりと協議し、参入についての支援や推進、また地域づくりを切にお願いいたしまして、大項目1項目めの、人に真っすぐ高齢者対策についての質問を終わらせていただきます。

○議長（中本正人君）次に、質問項目2、耕作放棄地対策に対する答弁を求めます。

経済部長。

〔経済部長（笠原英治君）登壇〕

○経済部長（笠原英治君）耕作放棄地対策についてお答えします。

まず、一点目の本市の耕作放棄地の現状についてですが、12番議員の質問でもお答えしましたが、農林水産省が5年ごとに実施して

いる農林業センサスの2010年のデータによりますと、市全体で192haとなっており、経営耕作地面積1,050haの18.3%を占めています。

さらに、耕作放棄地の所有状況を農家の形態別に見てみますと、とれた作物を販売している販売農家の耕作放棄地所有が59ha、自家消費のために農業を行っている自給的農家の所有が45haであるのに対し、跡継ぎ、相続等の諸事情で農家でないものが農地を持っている土地持ち非農家の所有が89haと全体の46%を占めています。この土地持ち非農家は年々増加の傾向にあり、放棄地の再生とあわせて担い手の確保も必要です。

耕作放棄地は、刈り払いなどの管理をしていないため、背丈ほどの雑草が生い茂り、果実等を採取しないまま放置していることから、そこが病害虫の発生源や鳥獣被害の拡大、農地集積の阻害になることはもとより、既に林地化されているところもあり、全国的にも深刻な問題となっています。

次に、二点目の本市の耕作放棄地対策の取り組みについてお答えします。

先にも述べましたが、病害虫の発生源や鳥獣被害の拡大、農地集積の阻害となる耕作放棄地を解消することは、水源の涵養など農地の持つ多面的機能の低下を防ぐとともに、農村地域の衰退の防止につながることから、本市農業行政の喫緊の課題の一つとなっています。

このことから、本年度、秋以降で実施中の農業委員による農地調査にあわせ、耕作放棄地や休耕地などを解消しやすい順にランク付けし、農地所有者の意向も聞き取った上で、JA等関係機関と連携をとり、重点化し対応しているところです。この意向を含めた農地情報については、今後、年度末までに市のホームページ等で広く情報発信していきたいと考えています。また、耕作意向があった農地

に関しては、放棄地の解消のため、国の耕作放棄地再生利用緊急対策補助金等を最大限活用し、優良農地へ再生していきたいと考えています。

また、あわせて、新たな担い手の確保についても、国の制度を活用し、農業経営者になることに強い意志を持った農業者の確保にも努めていきたいと考えています。

○議長（中本正人君）16番 岡本君、再質問ありますか。

16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ご答弁ありがとうございます。

先ほどの土地持ちの非農家は46%とかなり多いかと推計するわけなんですけれども、環太平洋戦略的経済連携協定、TPPなんですけれども、輸入自由化となりますと、中山間地農業の多い本市を含めた日本農業については競争力では劣ります。農業経営そのものが成立せずに、農地を維持することができなくなるような感じが私はしているんですけど、そのあたりではいかがでございましょうか。

○議長（中本正人君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）TPP交渉が大筋合意されて、国益にかなった交渉ができた、国、中央では言われています。しかし、その一方で、農林業の関係者からは、経営に非常に影響があると不安を持たれているのも事実です。TPPにより、輸入自由化となれば、仮に日本産と外国産の農産品が同じ見目で、同じ味、同じ安全性であるものをつくったとすると、規模、効率面から日本の農業に勝ち目はないと思います。

そういう中で、日本の農業に何が必要かと申しますと、やっぱり高い付加価値、高付加価値のブランド化であったり、農地集積、6次産業化、そういった、いわゆる日本版の農業戦略が必要であると思います。確かに、貿



易の自由化によって前向きに頑張るといふ農家の方は非常に多いんですが、大方の農業関係者は非常に不安です。橋本市もそうなんですけど、日本の農業には中山間地が非常に多くて、利用集積の限界、経費の効率化にもう限界があると思います。

だからといって、中間山間地の農地を放棄することは非常に問題であると思います。棚田をはじめとして、急傾斜地の多い、中山間地は、非常に規模、作業性からすると非効率です。しかし、今まで日本の先人たちは山合いの農地を、家族や地域の助け合いによって維持してまいりました。そこには、日本人の心の原点があつて、それを守っていかなければならないと思います。

中山間地域を占める農業生産額は、もう国全体の35%です。耕作面積にあたっては、日本全体の40%以上になります。さらに、農業の従事者は平均年齢がもう66歳を超えてまいりました。先人たちが一生懸命守ってきて培われた、そして、人々が助け合つて田園環境を維持してきたことに関して、非常に我々はそれを、行政の立場として、地域と国が一体となつて、現場の不安により添つた対策が必要であると考えております。

以上です。

○議長（中本正人君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ただ今の答弁でも少し触れられておりましたが、私も、単なる目先の耕作放棄地の解消について質問しているのではなくて、放棄地の解消が農村の維持につながり、ひいては、農業政策を飛び越えて、地域の政策課題ではないかと思つています。これはまさに、安倍政権が推し進めておられる地方創生の一つではないのかと思つています。

そこで、再質問させていただきますが、本市におきましても、地方創生に基づいて、人口ビジョン及び総合戦略を策定されておられ

ますが、耕作放棄地対策についてはどのように位置づけて、どのような施策を予定されておられますか。

○議長（中本正人君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）ただ今議員のほうからご質問がありましたように、本市では本年10月に、橋本創生総合戦略を策定しております。この計画の目標の一つに、地域経済の持続可能な発展と、経済基盤の安定した社会形成があります。仕事をつくつて、安心して働ける地域づくりということになるわけなんですけど、この地域産業のうち、当然、農林業についても活性化に取り組みたいと、そういうふうを考えております。

議員おただしの本市の農業基盤である農地耕作面積の減少を防ぐ耕作放棄地対策につきましては、橋本総合戦略に位置づけてまして、就農参画企業の誘致であつたり、新たな生産産物の発掘であつたり、今もやっております都市と農村の交流など、これまでにない斬新なアイデアで取り組んでいきたいというふうには考えております。

○議長（中本正人君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ありがとうございます。

一つ、国の耕作放棄地再生利用緊急対策事業は長年にわたつて、耕作するものを確保した上で、放棄地の障害物除去や深耕、整地、土壌改良や水路等の農業施設の保管整備についての取り組みに補助を行う制度というのはあるんですけども、しかしながら、補助対象となる地域が原則、農業地域となっているために、そのほかの地域の放棄地は自力での解消作業が困難となっております。私もこの間からNPOで参加させていただいたところもそうなんですけども、特に、水路等については埋まって機能を果たさないと。そういうところがあるんですけど、そういうところで、別の事業というのはないのでしょうか。

○議長（中本正人君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）壇上で答弁させていただいたんですが、国の耕作放棄地再生利用緊急対策事業というのがあるわけなんです、これは原則として、長期間農業振興を行う地域、いわゆる農用地地域において耕作放棄地を解消する場合、農地にある障害物の撤去であったり、整地、土壌改良、さらには、農業施設の水路、今、言われました水路であったり、その他の農業施設の補修整備に、そういう支援をするものであります。

比較的小規模な農地再生であることが条件なんです、10a当たり5万円の補助を受けられることになっております。これは平成23年度から、一定の要件を満たせば、農用地区域でなくても対象になるようになりました。ただ、補助対象になるには採択条件が非常に厳しいですし、十分な内容とは今のところは言えません。そんな中で、本市では、小規模な農業の作業道であったり、農業用水路の改修工事に関して、例え農用地の区域外でありましても保全が必要であると考えておりますので、改修工事や、例えば、生コンの原材料支給について、市の単独事業として限られた予算の枠内で支援しております。

ただ、原材料支給なら分担金の必要はないんですが、小規模改修工事なら、受益者に3割を負担していただいております。7割は市の単独で支援させていただいております。そういう状況であります。

○議長（中本正人君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ご答弁ありがとうございます。

昨日からも財政健全化に向けた取り組みを行っていくという、本市の財政状況の中で、私が言っているのは、補助金、助成金をいただきたいと言っているのではなくて、お金がなくてもみんなが知恵を出し合いまして、一

生懸命に取り組むことによって、地域は盛り上がるかと考えております。

本市には世界に誇るべき地域柄があります。息をのむほど美しい田園風景、朝早く起きて、汗を流して田畑を耕し、水を分かち合いながら五穀豊穡を祈るといような伝統がございます。また、我が国の恵まれた風土のもとに育まれてきたヘルシーな日本食というのは、世界でブームを巻き起こしておるわけなんですけれども、四季の移ろいの中できめ細やかに育てられた高品質で安全な日本の農水産物、世界で豊かな人が増えれば増えるほど、人気が高まることは間違いのないと思います。息をのむほど美しい棚田の風景を取り戻し、本市の未来を託す若者たちが、美しいふるさとを守り、未来に希望を持てるような強い農林水産業をつくっていくことこそが、世界に発信するメイド・イン・橋本につながり、本市の発展となると考えております。

私も、市議として、力強い橋本の農業再生による地域の活性化に全力で取り組んでまいり、決意を新たにしまして、2番目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中本正人君）次に、質問項目3、いじめ対策に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（小林俊治君）登壇〕

○教育長（小林俊治君）いじめ問題についての本市の現状及び取り組みについてお答えします。

本市におけるいじめの認知件数は、平成26年度168件で、そのうち解決したもの166件、解決に向けて指導継続中2件となっております。

また、平成27年度は7月末現在、認知件数122件で全て解決済みとなっております。

いじめ対策の取り組みについてですが、平成25年9月、いじめ防止対策推進法が施行され、同年10月、国のいじめ防止等のための基

本的な方針、平成26年3月、和歌山県いじめ防止基本方針が策定され、いじめ防止等のための対策に関する国や県の基本的な行動計画が示されました。これを受けて、市民総がかりで、いじめの防止等のための取り組みを、より総合的かつ効果的に進めていくため、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、平成26年7月、橋本市いじめ防止基本方針を策定し、関係機関への配布、市のホームページに公開など、広く市民の皆さまに広報しています。

また、市教育委員会は、弁護士、臨床心理士やスクールソーシャルワーカー等の心理・福祉の専門家、学校・警察での勤務経験者等から成る橋本市生徒指導上の諸問題対策専門委員会を設置し、学校が単独で解決困難ないじめ等の諸問題について、学校の職員会議等において適切な指導助言を行うとともに、必要に応じて構成委員を派遣するなど、学校への支援体制を整えています。

学校においては、いじめはどの学校でも起こり得るとの認識のもと、各学校の実情に応じたいじめ防止等の取り組みについて、学校いじめ防止基本方針を策定し、同方針に基づいた生活アンケートを年間3回以上実施し、「学校でいやな思いをしていないか」や「友だちがいやな思いをしていないか」等の問いを設け、早期発見の手だてとしています。また、いじめ防止に組織的に対応するための、いじめの防止等の対策のための組織を組織し、認知したいじめ事案に対し早期対応に努めています。

また、いじめの未然防止として、人権教育、道徳教育、体験活動、仲間づくりに重点を置いた学級経営をより充実させるよう取り組んでいきます。

次に、道徳教育についてお答えします。

これまでも、本議会において数度にわた

り、道徳教育の現状や今後の施策内容、課題についてご質問をいただき、答弁をさせていただいているところです。

国の動きとしては、昨年度末に学校教育法施行規則及び学習指導要領が改正され、従来の道徳の時間が特別の教科である道徳と規定され、小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から施行されることになっています。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことが目標です。

教育委員会としては、橋本市の教育方針の基盤の一つに道徳教育を位置づけるとともに、学校においても、学校教育活動全体及び道徳の時間において、道徳性の育成を進めています。

いじめの防止に関しては、学校や学級内の人間関係や環境を整えたり、集団宿泊活動、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実させながら、集団や社会とかかわる力を育成しています。また、道徳教育の指導内容が児童生徒の日常生活に生かされるよう、学校全体で意識的に指導を行っています。

具体的には、道徳性の発達段階と児童生徒の実態に合わせた学年別重点目標を設定し、道徳の時間の指導をかなめとした道徳教育の全体教育に基づく実践の充実を図っています。

学校教育活動全体において、基本的な生活習慣、集団生活や社会生活上の決まり、善悪の判断、人間としてしてはならないことをしないなどの力をつけられるよう、普段より指導を行っているところです。

また、学級集団づくりをはじめとした仲間

づくりに力を入れ、学校や学級の一員としての自覚を持ち、お互いが認め合え、協力し合える民主的な集団づくりをめざしているところです。

道徳の時間においては、県や国が発行している道徳資料、橋本市教育委員会発行の人権教育副読本「しあわせ」等を活用しながら、道徳的諸価値についての理解をもとに、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てることを目標に授業実践を行っているところです。

学校教育活動全体で取り組む道徳教育、そして、実施する週1時間の道徳の時間の指導を計画的に着実にやっていくことが、児童生徒一人ひとりの道徳性の工場につながるとともに、学習集団としての道徳性の向上につながり、ひいては、いじめ、学級崩壊、不登校等をなくすことにつながると考えています。

○議長（中本正人君）16番 岡本君、再質問ありますか。

16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ご答弁ありがとうございます。

年3回やっただけというということなんですけど、いじめ対策防止策において、工事現場や介護現場で、ヒヤリ・ハットというようなものがあるんですけども、からかいやいじめになるおそれのあるヒヤリと、いじめの行われている可能性のあるハットに置きかえてみればよくわかるんですけども、先ほどの答弁で、昨年度1年間で件数が160余り。本年度の四半期で120余りと、認知件数の増加が見られるわけなんですけれども、この認知件数について、もう少し具体的にご説明いただけますか。

○議長（中本正人君）教育長。

○教育長（小林俊治君）いじめについてはかつて、連続的・継続的に身体的・心理的に苦痛を与える行為というふうな認識でありました。また、考え方によっては、いじめられるほうにも問題があるというふうな考え方もありました。このような考え方では、いじめ防止、また、解決にはつながらないと考えられます。

特に、平成23年、大津市でいじめによる自殺という、非常に悲惨な事件が起きました。これを受けて国も、いじめ防止対策推進法を策定し、県や市においても、いじめ防止基本方針を策定しました。その中では、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの、これを全ていじめと定義しております。

現在、各小・中学校では、子どもたちの様子についてアンテナを高くしてしっかり見ていること、また、子どもとのふれあいを大切にして、子どもの声を聞き出すこと。これも大事ですが、年3回最低、いじめに関する生活アンケートを実施しています。学校によって差異はございますが、多いところは月1回アンケートを実施している現状です。これらの取り組みが今のいじめの件数になって現れていると考えています。

そこで、大事にしていることは、件数ではなくて解決率の問題だと思っています。本市では、昨年98.8%の解決率でした。和歌山県においては98%の解決率で、全国で2位という状況です。そういう解決率を高めていくことがいじめの根絶につながっていくのではないかと考えています。今後とも、教師が子どもとしっかり向き合って、いじめ防止と、そして、一つひとつ、いじめがあった場合の丁寧な解決、これに努めていきたいと、このように考えています。

○議長（中本正人君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）時間もないので、端的にもう一つお聞きしたいんですけども、情報発信とかコミュニケーションというところで、フェイスブックとかラインとかSNSを使用しているわけなんですけれども、昨今、SNSによるいじめ問題等が具体的な問題となっておりますが、本市ではどういうふうな対応をとられておりますか。

○議長（中本正人君）教育長。

○教育長（小林俊治君）情報、SNS等による問題、かなり多く発生しているというのは事実です。基盤になるのは、やはり人権意識、人権感覚、そして道徳性が基盤であると、私はそのように考えています。ただ、具体的な対応として、情報モラルの教育、情報モラルに関する研修会、これを各小・中学校、年1回、最低やってくださいよと、こういうお話をさせていただいています。今、それに向けて、各小・中学校、取り組んでいます。

もう一つは、7月に出させていただいたスマホ宣言の実現、実施に向けての取り組みです。これにつきましては、携帯を学校へ持ってこない、9時には通信をさせない、10時には電源を切る、家庭内で約束をする、この四つの決め事、これを徹底していきたいと、そのように考えています。

○議長（中本正人君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ご答弁ありがとうございます。

この橋本市のいじめ防止対策基本方針のっとして、今、教育長からも答弁いただきましたように、いろいろご尽力いただいているわけなんですけれども、壇上の質問で申し上げたとおり、いじめはどの学校においても、どの子においても起こり得るということの認識を持つことが大切だと思います。そしてまた、本市の未来を託す子どもたちを学校、家庭のみならず地域や全市民で守っていくことが重要ではないでしょうか。

私は、未来ある子どもたちの成長こそが本市の発展に寄与すると確信しております。教育現場の最前線で担任としてご尽力いただいている先生方のご負担は大変であろうかと思いますが、ここの接点が一番重要でございます。いじめ防止対策につながる道徳教育特別教科化への1日も早い取り組みと、道徳教育活動の質の向上で、知・徳・体の調和のとれた教育のより一層の充実をとおして、本市の未来を担う子どもたちの生きる力を確かなものにしていくことを切に要望し、本日の質問を終わらせていただきます。

○議長（中本正人君）16番 岡本君の一般質問は終わりました。